

## 『18歳から考える家族と法』補遺

本書初版第2刷刊行(2020年5月10日)以降、法改正や事情の変化があった。例えば、民法の一部を改正する法律(2022年12月10日成立、同年12月16日公布、令和4年法律第102号)では再婚禁止期間が撤廃された。同法等が施行するまでの間、本書の利用の便宜を図るため本補遺を作成する。

p.8

2022年12月、民法772条が一部、改正され、「女が子を懐胎した時から子の出生の時までの間に2以上の婚姻をしていたときは、その子は、その出生の直近の婚姻における夫の子と推定する」という規定(改正民法772条3項)が新設された。妻が離婚後300日以内に再婚して子が出生した場合、前婚と後婚と2つの婚姻をしている。この規定により、子は、出生の直近の婚姻である後婚の夫の子と推定される。

しかし、母が離婚後300日以内に再婚したが、再婚前に出生した子、母が離婚後300日以内に再婚しない場合において出生した子には、民法772条2項が適用され、前夫の子と推定される結果、前夫を父とする出生届しか届出できない。今次改正により、子または母から嫡出否認の訴えを提起することはできるが、時間・費用・心労等手続上の負担や前夫との接触がありうることから、出生届を避け、無戸籍者が生じるリスクは高い。今次改正の目的である無戸籍者問題への対応は不十分である。

p.10  
~  
11

MTFは、男性から女性へ、FTMは、女性から男性へというニュアンスがある。性自認は生まれつきのもので、変化するものではないのだから、性自認を基本として、「トランス女性」、「トランス男性」と表記する例が増えている。

2019年5月、世界保健機関(WHO)は、「国際疾病分類(ICD)」改訂案[ICD-11](2022年1月実施)において、「性同一性障害」を削除し、「性の健康に関する状態(conditions related to sexual health)」の章に「性別不合(Gender Incongruence)」を置く決議をした。トランスジェンダーは、障害や疾病ではなく、多様な性のあり方の1つとして、その人の個性と捉えるのである。

p.12

④⑤の手術要件について、2019年1月23日、最高裁第2小法廷は、手術まで望まないのに、法的性別の変更のためにやむなく上記手術を受けることもあり、意思に反して身体への侵襲を受けない自由を制約する面もあることは否定できないと指摘した。2022年12月、手術要件の憲法適合性を問う事案について、最高裁大法廷で審理することが決定された。

p.13

女性用トイレの使用制限の事案について、2019年12月12日、東京地裁は、「個人が自認する性別に即した社会生活を送ることができることは、重要な法的利益として、国家賠償法上も保護されるべき」であり、「自認する性別に対応するトイレの使用を制限されることは、個人が有する重要な法的利益の制約に当たる」とし、違法と判断した。

p.31

2021年6月23日、最高裁大法廷は、2015年判決と同じ理由で、民法750条及び関連する戸籍法を合憲と判断した。夫婦の氏の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないとする。他方、4名の裁判官の違憲判断には、2015年判

決とは別の論理も示されている。①氏名は、その人のアイデンティティの象徴となり人格の一部になっており、個人の尊重、個人の尊敬の基盤を成す個人の人格の一内容に関わる権利だから、憲法13条により保障される(宮崎・宇賀裁判官)。②夫婦同氏制の下では、当事者の一方のみが生来の氏名に関する人格的利益を享受し続けるのに対し、他方は、人格的利益の喪失による負担を負い続けるという、不平等状態が継続することから、憲法24条1項の「夫婦が同等の権利を有する」に反する(同)。③婚姻の自由を制約することの合理性が問題となる以上、その判断は、人格権や法の下での平等と同様に、憲法上の保障に関する法的な問題であり、民主主義的なプロセスに委ねるのがふさわしいというべき問題ではない(三浦裁判官)などである。

P.32

同性婚を認めた国・地域は、その後、チリ、スイス、スロヴェニア、キューバ(2022)に広がり、33となった。台湾に関して、鈴木賢『台湾同性婚法の誕生—アジアGBTQ+燈台への歷程』(日本評論社、2022年)参照。

P.34

2019年2月14日、同性間の婚姻を定めていない現行の婚姻法、戸籍法の憲法適合性を問う訴訟が札幌、東京、名古屋、大阪で提起され、同年9月5日、福岡で、さらに2021年3月26日、新たに東京で提起され(第2次東京訴訟)、現在、全国5か所、6つの訴訟が進行中である。原告および代理人弁護士のみなさんは、この一連の訴訟を「結婚の自由をすべての人に」訴訟と呼称する。

2021年3月17日、札幌地裁は、「異性愛者と同性愛者の違いは……性的指向の差異でしかなく、いかなる性的指向を有する者であっても、享有し得る法的利益に差異はない」として、上記の法律を憲法14条(法の下での平等)違反とし、2022年6月20日、大阪地裁は、異性カップルに限定することに合理性がないとはいえないとして合憲とし、2022年11月30日、東京地裁は、同性カップルがパートナーと家族になる法制度が存在しないことは、人格の生存に対する重大な脅威、障害であり、憲法24条2項に違反する状態であると判示した。

P.47  
~49

2022年12月、嫡出否認と認知について法改正があった。嫡出否認権が子(親権を行う母が行使できる)と母に認められた。父の否認権は、父が子の出生を知った時から3年に延長し、子の否認権と母の否認権は、子の出生時から3年とした。父または母が否認権を行使しない場合に備えて、子は、父と継続して同居した期間が3年を下回るときは、21歳に達するまでの間、否認の訴えを提起することができる。本書48頁の【ケース1】【ケース2】は、上記の出訴期間内に母が嫡出否認権を行使することによって解決する。

また、認知の無効の訴えについて、出訴権者を子(又は法定代理人)、認知をした者、子の母に限定し、出訴期間も、子及び母の場合は認知を知った時から7年、認知者の場合は認知した時から7年に限定した。これによって、婚外子の父子関係の安定を図ることができるが、嫡出否認の出訴期間は3年、認知無効の訴えの出訴期間は7年であり、格差がある。

P.52  
~53

LGBTQの人たちが生殖補助医療を用いることを検討するものとして、二宮周平編『LGBTQの家族形成支援—生殖補助医療・養子&里親による[第2版]』(信山社、2023年)がある。

【文責：二宮周平】